

第二次将来ビジョン及び

第7次男女共同参画基本計画等策定支援業務委託仕様書(案)

1 名称

第二次将来ビジョン及び第7次男女共同参画基本計画等策定支援業務委託

2 目的

本業務は、本市の最上位計画である将来ビジョンの計画期間が令和7年度で終了することに伴い、「第二次将来ビジョン(計画期間:令和8年度から令和17年度まで)」及び「前期実現計画(計画期間:令和8年度から令和12年度まで)」、並びに「第7次男女共同参画基本計画(計画期間:令和8年度から令和12年度)」を策定するにあたり、その支援を行い、効果的かつ効率的に策定作業を進めることを目的に実施する。

また、第二次将来ビジョンは、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和4年12月版)」の内容に留意し、まち・ひと・しごと創生総合戦略として読み替えることを踏まえた計画とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月23日までとする。(令和6年度、7年度の2か年)

4 委託業務内容

(1) 第二次将来ビジョン等策定のための支援

ア 基礎調査

- ① 志木市を取り巻く社会経済情勢に関するデータの収集
- ② 人口、財政、産業、都市計画等の調査分析
- ③ 現計画の実績評価及び次期計画で対応すべき課題の整理

※ 調査項目については、前回実施した調査と同程度の基礎調査とすること。
その上で、社会経済的な背景を踏まえた新規の調査項目を追加で提案すること。(別添参照)

※ RESAS 等も活用し、データ収集、整理、分析を行うこと。

イ 人口ビジョン改訂

志木市人口ビジョンの対象期間が2060(平成72)年としているため、改訂する

ことで、第二次志木市人口ビジョンを作成する。

※ 前回策定した人口ビジョンと同程度の分析を行った上で改訂作業を行うこと。

ウ 市民意識調査

① 一般成人向け

無作為抽出の 3,000 名(満18歳以上)を対象としたアンケート

② その他、事業者提案のアンケート

⇒①及び②に関して、以下の業務を行うこと。

- ・ アンケート調査票の設問設定、印刷、封筒印刷(送付用・返信用)、封入作業、発送作業、回収作業、集計・分析、報告書の作成。
- ・ アンケートの提出先は志木市役所とするが、後日回収する際は、受託業者が市役所へ直接引き取りに来る若しくは着払いで郵送することとする。
- ・ web での回答も可能とすること。

※ ①の設問内容は、統計の連続性を担保するため、原則として前回の設問をベースとすること。その上で、新たな設問の追加等の提案をすること。(別添参照)

※ 以下の業務は本市が行う。

- ・市民 3,000 名の対象者抽出

エ 会議等の運営支援

志木市総合振興計画審議会、庁内検討組織(志木市総合振興計画策定委員会、志木市総合振興計画策定委員会幹事会)、市民ワークショップ等の運営を支援する。なお、会議や説明会等に参加するとともに、会議資料及び会議録を作成すること。

① 志木市総合振興計画審議会 7 回

※ 令和6年度1回、令和7年度 6 回

② 志木市総合振興計画策定委員会 5 回

※ 令和6年度1回、令和7年度 4 回

③ 志木市総合振興計画策定委員会幹事会 5 回

※ 令和6年度1回、令和7年度 4 回

④ 総合計画策定に向けてのワークショップ等の企画・運営(コーディネート業務も含む)

※ ワークショップは令和6年度開催。

- ・ 規模は50人程度、回数は5回程度とすること。
- ・ 市民ワークショップについては、上記人数を収容可能な公共施設の会場を手配すること。(原則、志木市内。会場費用を含むワークショップに係る費用は事業者負担とする。)

⑤定例打合せ 月2回程度(リモートも可とする)

オ 基本構想及び実現計画の作成

① 志木市総合振興計画審議会や市民ワークショップ等の意見を踏まえ、将来ビジョンや後期実現計画、他の計画との整合性を図りながら、基本構想及び実現計画の提案などを行うこと。

② 将来ビジョンの総括等を踏まえ、施策ごとの現状と課題の分析・検討を行った上で、施策体系を見直すとともに、施策ごとの目標設定、取組方針等の詳細について提案すること。

※ 将来ビジョンの総括の実施にあたっては、全ての施策や指標等について、担当課に事前に照会を行った上で、市がヒアリングを実施する。照会の通知・回答様式や、ヒアリングシート等については事業者が提案し、ヒアリングにも同席の上、記録を作成すること。(リモートも可とする)

※ 第二次将来ビジョンの基本構想・実現計画の提案にあたっては、担当課に事前に照会を行った上で、市がヒアリングを実施する。照会の通知・回答様式や、ヒアリングシート等については事業者が提案し、ヒアリングにも同席の上、記録を作成すること。(リモートも可とする)

なお、当該照会・ヒアリングについては、将来ビジョンの総括と併せて行うことも可能とする。

③ SDGs やカーボンニュートラル等の各施策との関連性を整理すること。

④ 国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和4年12月版)」の内容に留意し、まち・ひと・しごと創生総合戦略として読み替えることができる計画とする。

カ 意見公募手続の実施支援

① 基本構想素案、前期基本計画素案に対する意見公募手続の実施について支援を行う。

② 収集した意見の整理、とりまとめた意見への対応方針の提案を行う。

キ 計画書等のデザイン・印刷

- ① 計画書及び概要版について、わかりやすく伝えるデザインを企画提案する。
- ② 編集では、必要に応じて図表、写真、イラストを用い、視覚的な理解しやすさを重視したデザインを考慮する。
- ③ その他、事業者による提案を行うこと。

(2) 第7次男女共同参画基本計画策定のための支援

ア 市民意識調査

対象者:無作為抽出の1,000名(満18歳以上の男女各500人)

その他は第二次将来ビジョン策定と同様の支援を行う。

なお、以下の業務は本市が行う。

・市民1,000名の対象者抽出

※ 調査項目については、前回実施した調査と同程度とすること。

(別紙参照)

イ 第7次男女共同参画基本計画の策定

① 第6次男女共同参画基本計画の検証

第6次男女共同参画基本計画の実績評価及び次期計画で対応するべき課題の整理をすること。

② 国や県等の動向整理

国及び埼玉県等の施策の動向を整理し集約すること。

③ 骨子案及び計画案の作成

第7次男女共同参画基本計画の構成は、次の計画を一体的に策定するものとし、国及び埼玉県等の施策の動向を整理し集約すること。

- i 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び志木市男女共同参画推進条例第14条に基づく基本計画
- ii 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本計画
- iii 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく推進計画
- iv 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条の2第3項に基づく基本計画

骨子案及び計画案の作成にあたっては、国及び県の男女共同参画基本計画を

勘案し、かつ、市の条例、総合振興計画、第6次男女共同参画基本計画(別添参照)等との整合性を図ること。また、志木市男女共同参画審議会及び志木市男女共同参画基本計画策定委員会の意見を計画案へ反映させること。

ウ 会議等の運営支援

志木市男女共同参画審議会、志木市男女共同参画基本計画策定委員会の運営を支援する。なお、会議や説明会等に参加するとともに、会議資料及び会議録を作成すること。(リモートも可とする)

- ① 志木市男女共同参画審議会 5回
※ 令和6年度2回、令和7年度3回
- ② 志木市男女共同参画基本計画策定委員会 4回
※ 令和6年度1回、令和7年度3回
- ③ 定例打合せ 月1回程度(リモートも可とする)

エ 意見公募手続への対応

- ① 第7次男女共同参画基本計画に対する意見公募手続の実施について支援助言等を行うこと。
- ② 収集した意見の整理、とりまとめた意見への対応方針の提案を行うこと。

オ 計画書等のデザイン・印刷

第二次将来ビジョン策定と同様の支援を行うこと。

5 スケジュール

(1)第二次将来ビジョン

令和6年度

6月	契約、業務開始
7月～9月	基礎調査の実施、市民意識調査、市民ワークショップ等に向けた準備
10月	市民意識調査 市民ワークショップの開催(10月～12月で5回、要相談)
1月～3月	志木市総合振興計画審議会、志木市総合振興計画策定委員会、志木市総合振興計画策定委員会幹事会を各1回開催 前計画の振り返り、各調査の報告書まとめ

令和7年度

4月～11月	志木市総合振興計画審議会を6回、志木市総合振興計画策定委員会、志木市総合振興計画策定委員会幹事会を各4回実施
4月	第二次将来ビジョン 将来構想【諮問】
8月	第二次将来ビジョン 将来構想【答申】 政策推進会議 庁議付議 意見公募手続実施
11月	庁議報告
12月	令和7年市議会12月定例会上程

(2)第7次男女共同参画基本計画

令和6年度

6月	契約、業務開始
7月～9月	基礎調査の実施、市民意識調査等に向けた準備
10月	市民意識調査
1月～3月	志木市男女共同参画審議会2回、志木市男女共同参画基本計画策定委員会1回実施 前計画の振り返り、各調査の報告書まとめ

令和7年度

4月～12月	志木市男女共同参画審議会を3回、志木市男女共同参画基本計画策定委員会を3回実施
8月	第7次男女共同参画基本計画【諮問】 政策推進会議
10月	意見公募手続実施
11月	第7次男女共同参画基本計画【答申】
1月	庁議付議

6 主な成果品の提出

(1)第二次将来ビジョン

- ・第二次志木市人口ビジョン(冊子 100部)
- ・基礎調査結果報告書(1部)
- ・市民意識調査報告書(1部)
- ・打合せ・会議等の会議録一式(1部)

- ・打合せ・会議等の資料一式(1部)
- ・基本構想骨子案、基本構想素案(1部)
- ・基本計画骨子案、基本計画素案(1部)
- ・第二次将来ビジョンの冊子製本用及び web ページ掲載用のデータ(冊子 100 部)
- ・第二次将来ビジョンの概要版リーフレットの印刷用及び web ページ掲載用のデータ(冊子 200 部)
- ・パブリックコメント資料(1部)
- ・その他、市からの求めにより業務遂行上作成した資料

※上記資料については、原則全てデータでも提出することとする。

(2)第7次男女共同参画基本計画

- ・市民意識調査報告書(1部)
- ・計画書概要版(冊子 200 部)
- ・計画書(冊子 100 部)
- ・打合せ・会議等の会議録一式(1部)
- ・打合せ・会議等の資料一式(1部)
- ・パブリックコメント資料(1部)
- ・その他、市からの求めにより業務遂行上作成した資料

※上記資料については、原則全てデータでも提出することとする。

7 その他注意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な知識と経験を有する者を配置すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (3) 本業務は、志木市委託契約約款及び志木市契約規則に基づき行うものとする。
- (4) 受注者は本業務を実施する場合は、別紙の個人情報の取扱いに関する特記仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。
- (5) 受注者は、業務上知り得た個人情報その他の情報等を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 成果品納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (7) 本業務の成果品に係る全ての権利は市に帰属する。
- (8) 本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、協議の上、本業務内容を変更することができる。

(9) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

8 担当部署

志木市 市長公室政策推進課（志木市役所 3階）

住 所:〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電 話 番 号:048-473-1114(直通)

メ ー ル:seisaku@city.shiki.lg.jp